

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（IoT） 【現改比較表】 2025年5月14日時点	
～2025年5月13日	2025年5月14日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（IoT）	Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（IoT）												
別紙1 IoT Connect提供条件等 1 （略） 2 各メニュー等の提供条件等 （1）（略） （2）IoT Connect Gateway A 提供条件 （A）用語の定義 <table><tr><th>用 語</th><th>用語の意味</th></tr><tr><td>SIMカード</td><td>(1) (IoT Connect Mobile Type S) のA (提供条件) の(A) (用語の定義) に規定するSIMカードと同義のもの</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （B）（略） （C）申込みの条件 a IoT Connect Mobile Type Sの申込みと連携した申込みによる場合 （a）（略） （b）（略） (c) 契約者は、リモートアクセスの利用にあたり、当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に定めるところにより、あらかじめ料金プラン等をテナント単位で選択するものとします。選択した料金プラン等を変更しようとする場合も同様とします。 b IoT Connect Mobile Type Sの申込みと連携した申込によらない場合 (仮想コネクションを利用する場合に限ります。) （a）仮想コネクション用の認証ID（以下、「仮想コネクションID」といいます。）の登録をもって、申込みとなります。	用 語	用語の意味	SIMカード	(1) (IoT Connect Mobile Type S) のA (提供条件) の(A) (用語の定義) に規定するSIMカードと同義のもの	（略）	（略）	別紙1 IoT Connect提供条件等 1 （略） 2 各メニュー等の提供条件等 （1）（略） （2）IoT Connect Gateway A 提供条件 （A）用語の定義 <table><tr><th>用 語</th><th>用語の意味</th></tr><tr><td>SIMカード</td><td>当社又は株式会社NTTドコモが、契約者に貸与し、端末に挿入されて使用される場合において、当社又は当社以外のネットワークへのアクセス及び本メニューの使用が許可される加入者識別モジュール</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （B）（略） （C）申込みの条件 a IoT Connect Mobile Type Sの申込みと連携した申込みによる場合 （a）（略） （b）（略） b IoT Connect Mobile Type Sの申込みと連携した申込によらない場合 （a）仮想コネクションを利用する場合、仮想コネクション用の認証ID（以下、「仮想コネクションID」といいます。）の登録をもって、申込みとなります。	用 語	用語の意味	SIMカード	当社又は株式会社NTTドコモが、契約者に貸与し、端末に挿入されて使用される場合において、当社又は当社以外のネットワークへのアクセス及び本メニューの使用が許可される加入者識別モジュール	（略）	（略）
用 語	用語の意味												
SIMカード	(1) (IoT Connect Mobile Type S) のA (提供条件) の(A) (用語の定義) に規定するSIMカードと同義のもの												
（略）	（略）												
用 語	用語の意味												
SIMカード	当社又は株式会社NTTドコモが、契約者に貸与し、端末に挿入されて使用される場合において、当社又は当社以外のネットワークへのアクセス及び本メニューの使用が許可される加入者識別モジュール												
（略）	（略）												

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2025年5月14日時点	
～2025年5月13日	2025年5月14日～
(b) IoT Connect Mobile Type S以外の電気通信回線をIoT回線として利用する場合は、契約者が用意するものとします。 c a又はbの場合 IoT Connect Gatewayの利用に際し、1のIoT回線又は1の仮想コネクションIDあたりの月間の通信量が当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に定める値を超えることが想定される場合には、IoT Connect Gatewayの申込みの前に、その利用形態や想定通信量等に応じたIoT Connect Gatewayの利用条件について、当社と協議していただきます。 (D)～(F) (略) B 料金算定方法 (A) (略) (B) IoT Connect Gatewayに係る利用料金の額の算出は、別段の定めがない限り、次によります。 a (略) b クラウドサービス接続については、<u>1のIoT回線又は1の仮想コネクションIDごとの月間の通信量</u>に応じて算出します。 c～i (略) (C)～(D) (略) 別紙2 (略)	(b) <u>IoT回線としてdocomo IoT回線管理プラットフォーム(株式会社NTTドコモが提供するものとします。以下、同じとします。)を利用する場合、IoT Connect Gatewayの利用の範囲において、docomo IoT回線管理プラットフォームに係るプライベート固定IPアドレスその他のdocomo IoT回線管理プラットフォームの利用情報が、当社によるIoT Connect Gatewayの申込受付確認及びその提供において利用されることに同意するものとします。</u> (c) IoT Connect Mobile Type S以外の電気通信回線をIoT回線として利用する場合は、契約者が用意するものとします。 c a又はbの場合 (a) IoT Connect Gatewayの利用に際し、1のIoT回線又は1の仮想コネクションIDあたりの月間の通信量が当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に定める値を超えることが想定される場合には、IoT Connect Gatewayの申込みの前に、その利用形態や想定通信量等に応じたIoT Connect Gatewayの利用条件について、当社と協議していただきます。 (b) <u>契約者は、クラウドサービス接続又はリモートアクセスの利用にあたり、当社のサービスサイト (https://sdpf.ntt.com/) に定めるところにより、あらかじめ料金プラン等をテナント単位で選択するものとします。選択した料金プラン等を変更しようとする場合も同様とします。</u> (D)～(F) (略) B 料金算定方法 (A) (略) (B) IoT Connect Gatewayに係る利用料金の額の算出は、別段の定めがない限り、次によります。 a (略) b クラウドサービス接続については、<u>契約者の事前の選択に基づき、次の(a)又は(b)のいずれか</u>に応じて算出します。 (a) <u>1のIoT回線又は1の仮想コネクションIDごとの月間の通信量</u> (b) <u>1のテナントごとの月間の通信量</u> c～i (略) (C)～(D) (略) 別紙2 (略)